

広告事業を始めます!

市では、新たな財源の確保による市民サービスの向上と、地域経済の活性化を目的として、市の資産などに有料広告を掲載する「広告事業」を実施します。

今後、いろいろな媒体で広告の募集を行っていきますので、販売促進やキャンペーンの集客などにぜひご活用ください。

広告事業とは?

市の資産などに有料で広告を掲載する事業です。

市では、広告事業を行うにあたり、「日光市広告事業実施要綱」を定めました。この要綱を基に、各部署で広告の募集・掲載を行っていきます。

今後、皆さんの身近な媒体に、企業などの広告が掲載されます。ご理解とご協力をお願いします。

※「日光市広告事業実施要綱」は、市ホームページでご覧になれます。

掲載できない広告もあります

「日光市広告事業実施要綱」で定める、掲載できない広告は次のとおりです。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの

今回募集する4つの広告はこれら…

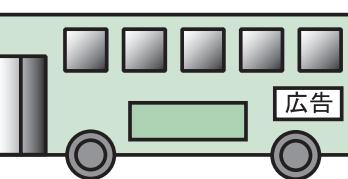
①市の封筒(共通封筒・長3)

位置	裏面	募集枠数	5枠
規格	30mm×100mm		
封筒印刷枚数	80,000枚		
掲載料	1枠160,000円		



③市有バス(大型バス)

位置	両側面	募集枠数	2枠
規格	縦0.5m以下		
掲載料(年額)	×横1.0m以下		



④広報につこう

位置	30ページを参照
募集枠数	4段枠以内

位置	トップページ(くらしのページ・観光のページ)
募集枠数	12枠(くらし4・観光8)
規格	GIFまたはJPEG形式
募集枠数	12枠(くらし4・観光8)
規格	ファイル(天地50ピクセル、左右150ピクセル、4キロバイト以内)
掲載料(平成19年度)	1か月: 20,000円
申込先及びくわしくは	秘書広報課 ☎ (21) 5135
募集期間	5月1日(火)～6月15日(金)
申込先及びくわしくは	管財課 ☎ (21) 5132
募集期間	5月1日(火)～6月15日(金)
申込先及びくわしくは	管財課 ☎ (21) 5132

申込先及びくわしくは
秘書広報課 ☎ (21) 5135

